

平成 3 1 年

上尾市議会 3 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 号	平成 3 0 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
議案第 2 号	平成 3 0 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）……………	別冊
議案第 3 号	平成 3 0 年度上尾市公共下水道事業特別会計補正予 算（第 2 号）……………	別冊
議案第 4 号	平成 3 0 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 5 号	平成 3 0 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 1 号）……………	別冊
議案第 6 号	平成 3 1 年度上尾市一般会計予算……………	別冊
議案第 7 号	平成 3 1 年度上尾市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議案第 8 号	平成 3 1 年度上尾市介護保険特別会計予算……………	別冊
議案第 9 号	平成 3 1 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案第 1 0 号	平成 3 1 年度上尾市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 1 号	平成 3 1 年度上尾市公共下水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 2 号	上尾市上平地区複合施設検討委員会条例の制定につ いて……………	1
議案第 1 3 号	上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 1 4 号	上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	6
議案第 1 5 号	手数料及び使用料の額の適正化を図るための関係条 例の整備に関する条例の制定について……………	8
議案第 1 6 号	上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	2 7
議案第 1 7 号	上尾市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定 について……………	2 9

議案第 1 8 号	上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 0
議案第 1 9 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 2
議案第 2 0 号	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 3
議案第 2 1 号	上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 4
議案第 2 2 号	上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について……………	3 5
議案第 2 3 号	上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 6
議案第 2 4 号	上尾市水道事業給水条例及び上尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 2
議案第 2 5 号	上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 5
議案第 2 6 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	4 7
議案第 2 7 号	専決処分の承認を求めることについて……………	4 8
議案第 2 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5 0
議案第 2 9 号	市道路線の認定について……………	5 1
議案第 3 0 号	市道路線の認定について……………	5 2
議案第 3 1 号	農業委員会委員の任命について……………	5 3
議案第 3 2 号	農業委員会委員の任命について……………	5 4
議案第 3 3 号	農業委員会委員の任命について……………	5 5
議案第 3 4 号	農業委員会委員の任命について……………	5 6
議案第 3 5 号	農業委員会委員の任命について……………	5 7
議案第 3 6 号	農業委員会委員の任命について……………	5 8
議案第 3 7 号	農業委員会委員の任命について……………	5 9

議案第 38 号	農業委員会委員の任命について……………	60
議案第 39 号	農業委員会委員の任命について……………	61
議案第 40 号	農業委員会委員の任命について……………	62
議案第 41 号	農業委員会委員の任命について……………	63

議案第 1 2 号

上尾市上平地区複合施設検討委員会条例の制定について
上尾市上平地区複合施設検討委員会条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市上平地区複合施設検討委員会条例

(設置)

第 1 条 本市における上平地区複合施設（次条において「施設」という。）の整備に関し、その基本的事項を審議するため、上尾市上平地区複合施設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申する。

- (1) 施設の機能に関すること。
- (2) 施設の基本構想に関すること。
- (3) その他施設の整備に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員 4 人以内
- (2) 識見を有する者 4 人以内
- (3) 広く市政に関し知識又は経験を有する市民 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する答申が行われた日の属する年度の 3 月 3 1 日までとする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第13号の2の次に次の1号を加える。

(13)の3 上平地区複合施設検討委員会委員

別表第1の13の2の項の次に次のように加える。

13 の3	上平地区複合施設検討委員会 委員長 委員	日額 16,000円 日額 15,000円
----------	----------------------------	--------------------------

(この条例の失効)

3 この条例は、第2条に規定する答申が行われた日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

本市における上平地区複合施設の整備に関し、その基本的事項を審議するため、上尾市上平地区複合施設検討委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第13号

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成31年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年上尾市条例
第15号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間
における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条第2項第7号中「親」の次に「（当該子について民法第817条の
2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判
所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合
に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1
項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定
する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者
（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、
同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができな
い者に限る。）を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項
第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員における制度改正に準じて、時間外勤務を命ずることができる上限を定めることができるようにするなど所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 1 4 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年上尾市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項及び 5 の 2 の項を次のように改める。

5	農業委員会 会長 会長代理 委員	(1) 月額 5 3 , 0 0 0 円 (2) 前号に掲げるもののほか、農地等の利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、市長が定める額 (1) 月額 4 4 , 0 0 0 円 (2) 前号に掲げるもののほか、農地等の利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、市長が定める額 (1) 月額 4 2 , 0 0 0 円 (2) 前号に掲げるもののほか、農地等の利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、市長が定める額
5 の 2	農地利用最適化推進委員	(1) 月額 4 2 , 0 0 0 円 (2) 前号に掲げるもののほか、農地等の利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、市長が定める額

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 3 日から施行する。

提案理由

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に対し、農地等の利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた報酬を追加したいので、この案を提出する。

議案第 15 号

手数料及び使用料の額の適正化を図るための関係条例の整備に関する
条例の制定について

手数料及び使用料の額の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例
を次のように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

手数料及び使用料の額の適正化を図るための関係条例の整備に関する
条例

(上尾市税条例の一部改正)

第 1 条 上尾市税条例（昭和 30 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 91 条第 8 項中「150 円」を「200 円」に改める。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第 2 条 行政財産の使用料に関する条例（昭和 45 年上尾市条例第 27 号）
の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 号中「1,000 円」を「1,500 円」に改める。

(上尾市都市公園条例の一部改正)

第 3 条 上尾市都市公園条例（昭和 48 年上尾市条例第 28 号）の一部を次
のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 14 条関係）

第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	期間	金額
第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる行為	1 平方メートル	12 時間 につき	12 円
第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる行為のうち写真の撮影	撮影機 1 台	同上	150 円
第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる行為	同上	1 時間に	4,500 円

る行為のうち映画の撮影		つき	
-------------	--	----	--

別表第4(2)アの表野球場の部中「土曜日・日曜日」を「日曜日・土曜日」に改め、同表(2)アの表附属設備の部会議室の項を次のように改める。

会議室	一室	700円	950円	700円
-----	----	------	------	------

別表第4(2)アの表備考第7号の表中「土曜日・日曜日」を「日曜日・土曜日」に改める。

別表第4(2)イの表中「1面1時間につき」を「1時間につき」に改め、同表(2)イの表庭球場の部中「庭球場」の次に「(1面につき)」を加え、同表(2)イの表附属設備の項を次のように改める。

附属設備	照明設備(1面につき)	600円
	会議室	200円

(上尾市下水道条例の一部改正)

第4条 上尾市下水道条例(昭和50年上尾市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条の23第1項第3号及び第4号中「2,000円」を「3,000円」に改める。

(上尾市コミュニティセンター条例の一部改正)

第5条 上尾市コミュニティセンター条例(昭和58年上尾市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項からアトリエの項までを次のように改める。

ホール	平日	4,700	7,000	10,300	22,000
	日曜日・土曜日・休日	6,100	9,100	13,200	28,400
第一集会室		850	1,100	1,100	3,050
第二集会室		1,100	1,500	1,500	4,100
第三集会室		650	900	900	2,450
第四集会室		600	750	750	2,100
第一楽屋		200	350	350	900
第二楽屋		200	200	200	600

音楽室	1,200	1,600	1,600	4,400
視聴覚室	1,700	2,300	2,300	6,300
調理室	500	700	700	1,900
茶室	300	400	400	1,100
和室 1	450	600	600	1,650
和室 2	200	300	300	800
和室 3	200	300	300	800
アトリエ	700	950	950	2,600

別表備考第2号中「使用料」の次に「の額」を加え、同号の表を次のように改める。

利用区分	午前	午後	夜間
平日	3,000 円	4,900 円	7,200 円
日曜日・土曜日・休日	3,000 円	6,300 円	7,800 円

別表備考第5号を次のように改める。

- 5 施設等（楽屋並びに附属設備及び備品を除く。以下この号において同じ。）の利用が第1号に定める時間を超過した場合は、超過使用料を徴収する。この場合において、徴収する超過使用料の額は、正午から午後1時までの間に施設等を利用する場合にあってはこの表に定める施設等の午前の使用料の額（第7号又は第8号の規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額）又は第2号の表に定めるホールの午前の使用料の額（第8号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額）、午後5時から午後6時までの間に施設等を利用する場合にあってはこの表に定める施設等の午後の使用料の額（第7号又は第8号の規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額）又は第2号の表に定めるホールの午後の使用料の額（第8号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額）のそれぞれ1時間分に相当する額に130パーセントを乗じて得た額（100円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

別表備考第6号中「、午後と夜間又は全日」を「又は午後と夜間」に、「6時」を「午後6時」に改め、同表備考第7号中「利用者」を「利用権

利用者」に、「。以下」を「をいう。以下この号において」に改め、「使用料」の次に「の額」を加え、「切上げ」を「切り上げるもの」に改め、同号(2)中「未満」を「以下」に改め、同号(3)中「1,000円」を「1,001円」に改め、同表備考第8号中「の利用」を「が利用する場合」に改め、「場合」の次に「の使用料の額」を、「使用料」の次に「の額」を加え、同表備考第9号を削り、同表備考第10号を同表備考第9号とする。

(上尾市立公民館条例の一部改正)

第6条 上尾市立公民館条例(昭和60年上尾市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2 上尾市立上尾公民館の部から上尾市立大谷公民館の部までを次のように改める。

上尾市立 上尾公民 館	講座室401	900	1,000			1,000	2,900
	講座室402	750	900			850	2,500
	講座室403	350	450			350	1,150
	講座室501	750	900			900	2,550
	講座室502	350	450			350	1,150
	講座室503	750	900			900	2,550
	和室	400	550			400	1,350
	調理室	800	1,000			800	2,600
上尾市立 上平公民 館	講座室1	250	350			350	950
	講座室2	250	350			350	950
	和室1	400	550			550	1,500
	和室2	300	400			400	1,100
	調理室	500	700			700	1,900
	会議室	250	350			350	950
	集会室兼体育 室	2,400		2,400	2,400	3,100	10,300
	体育室 個人開 放	一般・ 学生 児童・	150		150	150	150
		70		70	70	70	

		生徒						
	陶芸窯		1回2,700					
上尾市立	講座室 1		600	750			900	2,250
平方公民	講座室 2		350	450			450	1,250
館及び上	和室 1		400	550			550	1,500
尾市立原	和室 2		250	300			300	850
市公民館	調理室		500	700			700	1,900
	集会室兼体育 室		1,600		1,600	1,600	2,100	6,900
	体育室	一般・	150		150	150	150	
	個人開	学生						
	放	児童・	70		70	70	70	
		生徒						
上尾市立	講座室 1		600	750			900	2,250
大石公民	講座室 2		350	450			450	1,250
館	和室 1		400	550			550	1,500
	和室 2		300	450			450	1,200
	調理室		750	900			1,000	2,650
	多目的室		750	900			1,000	2,650
	集会室兼体育 室		2,400		2,400	2,400	3,100	10,300
	体育室	一般・	150		150	150	150	
	個人開	学生						
	放	児童・	70		70	70	70	
		生徒						
	陶芸窯		1回2,700					
上尾市立	講座室 1		600	750			900	2,250
大谷公民	講座室 2		350	450			450	1,250
館	和室 1		400	550			550	1,500
	和室 2		400	550			550	1,500

調理室	750	900			1,000	2,650
工作室	400	500			500	1,400
集会室兼体育室	2,400		2,400	2,400	3,100	10,300
体育室 個人開放	一般・ 学生	150		150	150	150
	児童・ 生徒	70		70	70	70
陶芸窯	1回2,700					

(上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する条例の一部改正)

第7条 上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する条例(昭和62年上尾市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表集会室1の項及び集会室2の項を次のように改める。

集会室1	250	350	350	950
集会室2	250	350	350	950

(上尾市自然学習館条例の一部改正)

第8条 上尾市自然学習館条例(平成11年上尾市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第13条」を「第16条」に改める。

第16条を第19条とし、第11条から第15条までを3条ずつ繰り下る。

第10条中「前条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第10条 利用権利者は、第6条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに

該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 学習館の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰すことができない理由により、学習館を利用することができないとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

区分	使用料の額		
	午前	午後	夜間
工作実験室	650円	850円	—
多目的室1	450円	600円	450円
多目的室2	450円	600円	450円

備考 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。

（上尾市民農園条例の一部改正）

第9条 上尾市民農園条例（平成11年上尾市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設の名称	使用料（年額）
農園	1平方メートルにつき 400円

備考 利用期間が1年に満たないときは、月割により計算するものとする。この場合において、利用期間が1月に満たないとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、その1月に満たない期間又はその端数を1月として計算するものとする。

（上尾市手数料徴収条例の一部改正）

第10条 上尾市手数料徴収条例（平成12年上尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表2の項から3の4の項まで、5の項及び6の項中「150円」を「200円」に改め、同表7の項から9の2の項までの規定中「100円」を「150円」に改め、同表9の3の項中「150円」を「200

円」に改め、同表 9 の 4 の項中「100円」を「150円」に改め、同項の次に次のように加える。

9の5 独身証明書の交付手数料	1件につき 150円
9の6 戸籍又は戸籍の附票の廃棄に関する証明書の交付手数料	1件につき 150円

別表 10 の項及び 12 の項中「150円」を「200円」に改め、同表 13 の項中「200円」を「300円」に改め、同表 14 の項中「150円」を「200円」に改め、同表 15 の項中「100円」を「150円」に改め、同表 16 の項及び 17 の項中「150円」を「200円」に改め、同表に次のように加える。

27 固定資産税に関するその他の証明手数料	1件につき 150円
28 農用地に関する証明手数料	1件につき 150円

(上尾市バーベキュー場条例の一部改正)

第 11 条 上尾市バーベキュー場条例（平成 13 年上尾市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 11 条」を「第 14 条」に改める。

第 14 条を第 17 条とし、第 9 条から第 13 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 8 条中「前条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条を第 11 条とし、第 7 条の次に次の 3 条を加える。

(使用料)

第 8 条 利用権利者は、第 4 条第 1 項の規定による利用の許可を受ける際に、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 9 条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) バーベキュー場の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を

取り消したとき。

- (2) 利用権利者の責めに帰すことができない理由により、バーベキュー場を利用することができないとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	使用料の額
かまど	1回につき 550円
バンガロー	1回につき 550円

（イコス上尾条例の一部改正）

第12条 イコス上尾条例（平成14年上尾市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設等の区分		使用料の額			
		午前	午後	夜間	全日
ホール	平日	3,800円	5,600円	8,200円	17,600円
	日曜日・土曜日	4,900円	7,200円	10,500円	22,600円
	曜日・休日				
リフレッシュルーム		2,100円	2,900円	2,900円	7,900円
研修室		900円	1,100円	1,100円	3,100円
音楽室兼大会議室		900円	1,200円	1,200円	3,300円
中会議室		750円	1,000円	1,000円	2,750円
和室		450円	600円	600円	1,650円
屋外ステージ		650円	850円	850円	2,350円
附属設備		規則で定める額			

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時まで、全日とは午前9時から午後10時までをいう。
- 2 ホールの利用に先立ち、準備又は練習のための利用に係るホール

の使用料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	午前	午後	夜間
平日	2,600 円	3,900 円	5,700 円
日曜日・土曜日・休日	3,400 円	5,000 円	7,300 円

- 3 平日とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 4 施設等（附属設備を除く。以下同じ。）の利用が第1号に定める時間を超過した場合は、超過使用料を徴収する。この場合において、徴収する超過使用料の額は、正午から午後1時までの間に施設等を利用する場合にあってはこの表に定める施設等の午前の使用料の額（第6号から第8号までの規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額）又は第2号の表に定めるホールの午前の使用料の額（第8号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額）、午後5時から午後6時までの間に施設等を利用する場合にあってはこの表に定める施設等の午後の使用料の額（第6号から第8号までの規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額）又は第2号の表に定めるホールの午後の使用料の額（第8号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額）のそれぞれ1時間分に相当する額に130パーセントを乗じて得た額（100円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 5 前号の規定にかかわらず午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合の正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない。
- 6 ホール又は屋外ステージを利用する場合（第2号に規定する場合を除く。）において、利用権利者が入場料（名称のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下この号において同じ。）を徴収するときの使用料の額は、この表に定めるホール又は屋外ステージの使用料の額に次に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 入場料が500円未満のとき 130パーセント
 - (2) 入場料が500円以上1,000円以下のとき 150パーセント

(3) 入場料が1,001円以上のとき 200パーセント

7 施設等を営利を目的として利用する場合（前号の規定が適用されるときを除く。）の使用料の額は、この表に定める施設等の使用料の額に200パーセントを乗じて得た額とする。

8 施設等を市民（市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の使用料の額は、この表又は第2号の表に定める施設等の使用料の額（前2号の規定が適用される場合にあつては、当該規定を適用した額）に200パーセントを乗じて得た額とする。

（上尾市文化センター条例の一部改正）

第13条 上尾市文化センター条例（平成15年上尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの項から第2リハーサル室の項までを次のように改める。

大ホール	平日	17,200円	26,000円	32,200円	75,400円
	日曜日・土曜日・休日	22,300円	34,000円	41,800円	98,100円
中ホール	平日	11,200円	19,500円	24,100円	54,800円
	日曜日・土曜日・休日	13,500円	25,500円	31,300円	70,300円
小ホール	平日	2,600円	3,900円	4,800円	11,300円
	日曜日・土曜日・休日	3,300円	5,100円	6,200円	14,600円
101多目的室		3,000円	3,500円	3,500円	10,000円
201集会室		3,000円	3,500円	3,500円	10,000円
202集会室		1,200円	1,400円	1,400円	4,000円
203集会室		900円	1,100円	1,100円	3,100円
204集会室		950円	1,100円	1,100円	3,150円
205多目的室		1,400円	1,700円	1,700円	4,800円
301集会室		3,000円	3,500円	3,500円	10,000円

302集会室	1,200円	1,400円	1,400円	4,000円
303集会室	650円	750円	750円	2,150円
304集会室	1,200円	1,400円	1,400円	4,000円
305集会室	650円	750円	750円	2,150円
505集会室	650円	750円	750円	2,150円
第1楽屋	250円	250円	250円	750円
第2楽屋	250円	250円	250円	750円
第3楽屋	500円	500円	500円	1,500円
第4楽屋	250円	500円	500円	1,250円
第5楽屋	500円	500円	500円	1,500円
第1リハーサル室	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円
第2リハーサル室	750円	750円	750円	2,250円

別表ホワイエ（展示場として利用する場合に限る。）の項中「10,000円」を「11,100円」に、「17,000円」及び「22,000円」を「13,000円」に、「44,000円」を「37,100円」に改める。

別表備考第4号を次のように改める。

- 4 施設等（楽屋及び附属設備を除く。以下この号において同じ。）の利用が前号に定める時間を超過した場合は、超過使用料を徴収する。この場合において、徴収する超過使用料の額は、正午から午後1時までの間に施設等を利用する場合にあってはこの表に定める施設等の午前の使用料の額（第7号から第10号までの規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額）又は第6号の表に定めるホールの午前の使用料の額（第7号又は第10号の規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額）、午後4時30分から午後5時30分までの間に施設等を利用する場合にあってはこの表に定める施設等の午後の使用料の額（第7号から第10号までの規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額）又は第6号の表に定めるホールの午後の使用料の額（第7号又は第10号の規定が適用される場合にあっては、それらの規定

を適用した額) のそれぞれ 1 時間分に相当する額に 130 パーセントを乗じて得た額 (100 円未満の端数は、切り捨てるものとする。) とする。

別表備考中第 6 号及び第 7 号を削り、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

5 前号の規定にかかわらず午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合の正午から午後 1 時まで又は午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分までの利用に係る使用料は、徴収しない。

6 ホールの利用に先立ち、準備又は練習のための利用に係るホールの使用料の額は、次の表のとおりとする。

施設等の区分		午前	午後	夜間
大ホール	平日	6,700 円	12,700 円	16,500 円
	日曜日・ 土曜日・ 休日	6,700 円	12,700 円	16,500 円
	平日	6,700 円	12,700 円	16,500 円
中ホール	平日	6,700 円	12,700 円	16,500 円
	日曜日・ 土曜日・ 休日	6,700 円	12,700 円	16,500 円
	平日	1,500 円	2,700 円	3,300 円
小ホール	平日	1,500 円	2,700 円	3,300 円
	日曜日・ 土曜日・ 休日	1,500 円	3,100 円	3,900 円
	平日	1,500 円	2,700 円	3,300 円

別表備考第 8 号中「前 2 号」を「第 6 号」に、「利用者」を「利用権利者」に改め、「以下」の次に「この号において」を、「得た額」の次に「(100 円未満の端数は、切り上げるものとする。)」を加え、同号(2)中「未満」を「以下」に改め、同号(3)中「1,000 円」を「1,001 円」に改め、同表備考第 9 号中「附属設備を除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同表備考第 10 号中「この表」の次に「又は第 6 号の表」を加え、「第 4 号から前号まで」を「前 3 号」に改める。

(上尾市斎場条例の一部改正)

第14条 上尾市斎場条例（平成15年上尾市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表火葬炉の部を次のように改める。

火葬炉	15歳以上の遺体	1体につき 7,000円	1体につき 61,900円
	15歳未満の遺体	1体につき 3,500円	1体につき 30,900円
	死胎	1胎につき 1,800円	1胎につき 15,400円
	改葬	1体又は1胎につき 3,500円	1体又は1胎につき 30,900円
	身体の一部	1個又は1包につき 1,800円	1個又は1包につき 15,400円

別表1(1)の表待合室の項中「3,000円」を「2,300円」に、「6,000円」を「4,600円」に改め、同表備考中「利用者」を「利用権利者」に改める。

別表2の表第1式場の部から第3式場の部までを次のように改める。

第1式場	午後4時から午後9時まで	23,100円	46,200円
	午後9時から翌日の午前9時まで	13,900円	27,800円
	午前9時から午後3時まで	27,800円	55,600円
第2式場	午後4時から午後9時まで	24,800円	49,600円
	午後9時から翌日の午前9時まで	15,000円	30,000円
	午前9時から午後3時まで	29,800円	59,600円
第3式場	午後4時から午後9時まで	42,600円	85,200円

午後 9 時から翌日の 午前 9 時まで	25,600円	51,200円
午前 9 時から午後 3 時まで	51,300円	102,600円

別表 2 の表備考第 1 号中「利用者」を「利用権利者」に改める。

(上尾市平方スポーツ広場条例の一部改正)

第 15 条 上尾市平方スポーツ広場条例 (平成 17 年上尾市条例第 48 号)

の一部を次のように改正する。

別表使用料の額の欄を次のように改める。

使用料の額		
午前 1	午前 2	午後
1,500円	1,500円	1,500円
750円	750円	750円
900円	900円	900円
450円	450円	450円
600円	600円	600円
300円	300円	300円

別表備考第 3 号中「。以下同じ」を削り、「使用料は」を「使用料の額は」に改め、同表備考第 4 号中「をいう」の次に「。以下この号において同じ」を、「ときの使用料」の次に「の額」を加え、同表備考第 4 号中「利用者」を「利用権利者」に改める。

(上尾市平方野球場条例の一部改正)

第 16 条 上尾市平方野球場条例 (平成 17 年上尾市条例第 49 号) の一部

を次のように改正する。

別表使用料の額の欄を次のように改める。

使用料の額		
午前 1	午前 2	午後
1,500円	1,500円	1,500円
750円	750円	750円

別表備考第 3 号中「。以下同じ」を削り、「使用料は」を「使用料の額

は」に改め、同表備考第4号中「をいう」の次に「。以下この号において同じ」を、「ときの使用料」の次に「の額」を加え、同表備考第4号中「利用者」を「利用権利者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条、第3条中上尾市都市公園条例別表第3の改正規定及び第14条並びに附則第3項、第4項及び第17項の規定 公布の日
 - (2) 第5条、第12条及び第13条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第7項、第14項及び第15項の規定 平成31年9月1日
 - (3) 第13条中上尾市文化センター条例別表ホワイエ（展示場として利用する場合に限る。）の項の改正規定及び附則第16項の規定 平成32年1月1日
 - (4) 第3条（第1号に掲げる改正規定を除く。）、第6条から第9条まで、第11条、第15条及び第16条並びに附則第5項、第8項から第11項まで、第13項、第18項及び第19項の規定 平成32年2月1日（上尾市税条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市税条例第91条第8項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の規定により届け出る場合の同条第1項又は第2項の標識の弁償金の額について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の同条第8項の規定により届け出る場合の同条第1項又は第2項の標識の弁償金の額については、なお従前の例による。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の行政財産の使用料に関する条例別表備考第1号の規定は、施行日前に土地又は建物の一部に自動販売機を設置し、施行日以後に当該自動販売機が引き続き設置されている場合及び施行日以後に土地又は建物の一部に自動販売機を設置する場合の施行日の属する月以後の月分に係る使用料の額について適用し、施行日前に土地又は建物の一部に自動販売機を設置する場合の施行日の属する月前の月分に係る使用料

の額については、なお従前の例による。

(上尾市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の上尾市都市公園条例別表第3の規定は、施行日以後に同条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料の額について適用し、施行日前に同項各号に掲げる行為をする場合の使用料の額については、なお従前の例による。

5 第3条の規定による改正後の上尾市都市公園条例別表第4(2)アの表及びイの表の規定は、施行日以後の上平公園野球場の会議室及び上平公園庭球場の会議室の利用に係る使用料の額について適用し、施行日前の上平公園野球場の会議室及び上平公園庭球場の会議室の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(上尾市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第4条の規定による改正後の上尾市下水道条例第8条の2第3項第3号及び第4号の規定は、施行日以後に責任技術者の登録又は登録の更新の申請を行う場合の当該申請に係る手数料の額について適用し、施行日前に責任技術者の登録又は登録の更新の申請を行う場合の当該申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

(上尾市コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第5条の規定による改正後の上尾市コミュニティセンター条例別表の規定は、施行日以後の上尾市コミュニティセンターの施設の利用に係る使用料の額について適用し、施行日前の上尾市コミュニティセンターの施設の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(上尾市立公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第6条の規定による改正後の上尾市立公民館条例別表第2の規定は、施行日以後の上尾市立公民館の利用に係る使用料の額について適用し、施行日前の上尾市立公民館の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第7条の規定による改正後の上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する条例別表の規定は、施行日以後の上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用に係

る使用料の額について適用し、施行日前の上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（上尾市自然学習館条例の一部改正に伴う経過措置）

10 第8条の規定による改正後の上尾市自然学習館条例の規定は、施行日以後の上尾市自然学習館の工作実験室及び多目的室の利用から適用する。

（上尾市民農園条例の一部改正に伴う経過措置）

11 第9条の規定による改正後の上尾市民農園条例別表の規定は、施行日以後の上尾市民農園の利用に係る使用料の額について適用し、施行日前の上尾市民農園の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（上尾市手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

12 第10条の規定による改正後の上尾市手数料徴収条例別表の規定は、施行日以後の申請、申出又は請求に係る手数料の額について適用し、施行日前の申請、申出又は請求に係る手数料の額については、なお従前の例による。

（上尾市バーベキュー場条例の一部改正に伴う経過措置）

13 第11条の規定による改正後の上尾市バーベキュー場条例の規定は、施行日以後の上尾市バーベキュー場の利用から適用する。

（イコス上尾条例の一部改正に伴う経過措置）

14 第12条の規定による改正後のイコス上尾条例別表の規定は、施行日以後のイコス上尾の施設等（同条例第2条第1号に規定する施設等をいう。以下この項において同じ。）の利用に係る使用料の額について適用し、施行日前のイコス上尾の施設等の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（上尾市文化センター条例の一部改正に伴う経過措置）

15 第13条の規定による改正後の上尾市文化センター条例別表の規定は、施行日以後の上尾市文化センターのホール、多目的室、集会室、リハーサル室及び楽屋（以下この項において「ホール等」という。）の利用に係る使用料の額について適用し、施行日前の上尾市文化センターのホール等の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

16 第13条の規定による改正後の上尾市文化センター条例別表の規定は、施行日以後の上尾市文化センターのホワイエの利用に係る使用料の額につ

いて適用し、施行日前の上尾市文化センターのホワイエの利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（上尾市斎場条例の一部改正に伴う経過措置）

- 17 第14条の規定による改正後の上尾市斎場条例別表の規定は、施行日以後の火葬炉及び待合室の利用並びに施行日の午前9時以後の葬儀式場の利用に係る使用料の額について適用し、施行日前の火葬炉及び待合室の利用並びに施行日の午前9時までの葬儀式場の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（上尾市平方スポーツ広場条例の一部改正に伴う経過措置）

- 18 第15条の規定による改正後の上尾市平方スポーツ広場条例別表の規定は、施行日以後の上尾市平方スポーツ広場の施設の利用に係る使用料の額について適用し、施行日前の上尾市平方スポーツ広場の施設の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（上尾市平方野球場条例の一部改正に伴う経過措置）

- 19 第16条の規定による改正後の上尾市平方野球場条例別表の規定は、施行日以後の上尾市平方野球場の施設の利用に係る使用料の額について適用し、施行日前の上尾市平方野球場の施設の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

提案理由

行政サービスの提供や公共施設等の維持管理に要する費用を算出し、受益者負担割合も勘案した上で、手数料及び使用料の額を改めたいので、この案を提出する。

議案第 16 号

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 27 年上尾市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「の職務」を「（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日及び休暇並びに職務」に、「関し規定することを目的」を「ついて定めるもの」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「上尾市教育委員会教育長」を「教育長」に、「上尾市教育委員会の」を「教育委員会の」に改め、同条第 3 号中「上尾市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（勤務時間等）

第 2 条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年上尾市条例第 15 号）の適用を受ける職員の例による。

2 前項の場合において、任命権者の権限は、上尾市教育委員会（次条において「教育委員会」という。）が行うものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

教育委員会教育長の職務に専念する義務を免除する場合に関し条例の規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市文化財保護条例の一部を改正する条例

上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「第 190 条」を「第 190 条第 1 項」に改める。

第 25 条第 1 項第 2 号中「市指定無形文化財」を「市指定無形文化財等」に改める。

第 27 条第 1 項中「文化財に関し専門的学識を有する」を「法第 190 条第 1 項に規定する」に改める。

第 29 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

文化財保護法の一部改正に伴う規定の整理等をしたいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年上尾市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

第 14 条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3 パーセント」を「1.5 パーセント以内で規則で定める率」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の規定による違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 2 項ただし書中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるとともに、保証人等に係る規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第 19 号

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年上尾市条例第 29 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程
を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」
を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員に必要な資格基準を当該
厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出す
る。

議案第 20 号

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 7 年上尾市条例第 25
号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 6 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期
課程を含む。次号において同じ。）」を、「卒業した後」の次に「（同法に
基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第 7
号中「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつて
は、修了した後）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

環境省令の改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者に必
要な資格基準を当該環境省令で定める基準と同様のものに改めたいので、
この案を提出する。

議案第 2 1 号

上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和 4 6 年上尾市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項から第 7 項まで」を「第 5 項から第 8 項まで」に改める。

第 4 条中「第 8 8 条第 1 項」を「第 8 7 条の 4 第 1 項の規定による緊急耐震工事計画及び第 8 7 条の 5 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、土地改良法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 4 3 号）の施行の日（平成 3 1 年 4 月 1 日）から施行する。

提案理由

土地改良法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業施行規程を廃止する
条例の制定について

上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業施行規程を廃止する条例
を次のように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業施行規程を廃止する
条例

上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業施行規程（昭和 56 年上
尾市条例第 29 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正）

2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中第 41 号を削り、第 40 号の 2 を第 41 号とし、第 78 号
を削り、第 79 号を第 78 号とする。

別表第 1 中 41 の項を削り、40 の 2 の項を 41 の項とし、78 の項を
削り、79 の項を 78 の項とする。

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第三土地区画整理事業が完了したことに伴い、
当該事業の施行規程を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 23 号

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 年上尾市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

上平第二地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された上平第二地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
弁財地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された弁財地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域

別表第 2 の 1 の表 A 地区（仲町愛宕地区地区計画の計画図に表示する A 地区をいう。）の項 1 の欄中「別表第 2（ち）項」を「別表第 2（り）項」に改め、同表 9 の表 A 地区（上平第三地区地区計画の計画図に表示する A 地区をいう。）の項 1 の欄中「別表第 2（り）項」を「別表第 2（ぬ）項」に改め、同表 12 の表 B 地区（上平塚地区地区計画の計画図に表示する B 地区をいう。）の項 1 の欄中「別表第 2（ぬ）項」を「別表第 2（る）項」に改め、同表に次のように加える。

2 5 上平第二地区地区整備計画区域

計画地区	1	2	3	4	5	6
	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の最高の高さ及び各部分の高さ
A地区（上平第二地区地区計画の計画図に表示するA地区をいう。）	(1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物 (4) カラオケボックスその他これに類する建築物 (5) サービス業を営む店舗（葬祭場及びペット火葬場その他これらに類するものに限る。）			120㎡	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、50cm以上でなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 (1) 住宅に附属する物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの (2) 住宅に附属する車庫又は駐輪場の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以内のもの (3) 出窓で、床面からの高さが30cm以上で、かつ、奥行45cm以下の	

	<p>(6) 倉庫（遺体を保管する施設その他これに類するものに限る。）</p> <p>(7) 工場（エンバーミング施設（薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。）その他これに類するものに限る。）</p>				<p>もので、敷地境界線までの距離が50cmに満たない部分の長さの合計が4m以下のもの</p>	
<p>B地区（上平第二地区地区計画の計画図に表示するB地区をいう。）</p>				<p>同上</p>	<p>同上</p>	

2 6 弁財地区地区整備計画区域

計画地区	1	2	3	4	5	6
	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の最高の高さ及び各部分の高さ
A地区（弁財地区地区計画の計画図に表示するA地区をいう。）	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類する建築物</p> <p>(4) サービス業を営む店舗（葬祭場及びペット火葬場その他これらに類するものに限る。）</p> <p>(5) 倉庫（遺体を保管する施設その他これに類するものに限る。）</p> <p>(6) 工場（エンバーミ</p>			120㎡	<p>建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、50cm以上でなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅に附属する物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>(2) 住宅に附属する車庫又は駐輪場の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以内のもの</p> <p>(3) 出窓で、床面からの高さが30cm以上で、かつ、奥行45cm以下の</p>	<p>建築物の最高の高さは、19m以下とする。</p>

	ング施設（薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。）その他これに類するものに限る。）				もので、敷地境界線までの距離が50cmに満たない部分の長さの合計が4m以下のもの	
B地区（ 弁財地区 地区計画 の計画図 に表示す るB地区 をい う。）					同上	
C地区（ 弁財地区 地区計画 の計画図 に表示す るC地区 をい う。）				100m ²	同上	

附 則

この条例は、仲町愛宕地区地区計画、上平第三地区地区計画及び上平塚地区地区計画を変更し、並びに上平第二地区地区計画及び弁財地区地区計画を定めるため上尾都市計画地区計画を変更する都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による告示があった日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

上尾都市計画地区計画を変更することに伴い、建築物の用途等について制限することのできる地区計画の区域を追加したいので、この案を提出する。

議案第 24 号

上尾市水道事業給水条例及び上尾市下水道条例の一部を改正する条例
の制定について

上尾市水道事業給水条例及び上尾市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業給水条例及び上尾市下水道条例の一部を改正する条例
(上尾市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 上尾市水道事業給水条例(昭和 38 年上尾市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項並びに第 26 条中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(上尾市下水道条例の一部改正)

第 2 条 上尾市下水道条例(昭和 50 年上尾市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(上尾市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の上尾市水道事業給水条例第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申し込まれる給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事費及び給水装置の新設又は改造に係る分担金について適用し、施行日前に申し込まれた給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事費及び給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に料金の額が確定するもの(施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月 31 日後であるもの(次項にお

いて「特定料金」という。)にあつては、当該確定したもののうち、同項で定める部分)に係る第1条の規定による改正後の上尾市水道事業給水条例第26条に規定する料金に乘じる率については、なお従前の例による。

4 前項に規定する特定料金のうち、なお従前の例によることとされる率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、施行日以後初めて確定する料金の額を前回確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乘じて計算した金額に係る部分とする。

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(上尾市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であつて、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の額が確定するもの(施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるもの(次項において「特定使用料」という。))にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る第2条の規定による改正後の上尾市下水道条例第20条第2項に規定する使用料に乘じる率については、なお従前の例による。

7 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前の例によることとされる率を適用する部分は、同項に規定する特定使用料のうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乘じて計算した金額に係る部分とする。

8 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、水道料金、下水道使用料等に新たな消費税相当分を転嫁したいので、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年上尾市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下この号及び次条において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 4 条第 2 号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第 4 号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第 3 号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由

厚生労働省令等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格基準を当該厚生労働省令等で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 26 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり工事請負契約を解除したことにより相手方に及ぼした損害の賠償額を定め、和解することについて、議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 相手方 所在地 上尾市上平中央二丁目 36 番地 2
名称 株式会社大川工業所
- 2 和解の要旨 上記相手方と平成 29 年 8 月 7 日に締結した（仮）新図書館複合施設建設工事（給排水衛生設備工事）に関する工事請負契約を解除したことに関し、その損害賠償金として、相手方に対し 197 万 5,486 円を支払う。

提案理由

（仮）新図書館複合施設建設工事（給排水衛生設備工事）に関する工事請負契約を解除したことにより相手方に及ぼした損害の賠償額を定め、和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、この案を提出する。

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

準用河川浅間川護岸工事における工法を変更したことに伴い、緊急に当該工事に関する工事請負契約の一部を変更する契約を締結する必要性が生じ、平成 31 年 1 月 8 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

準用河川浅間川護岸工事に関する工事請負契約（平成30年9月19日議決第76号）を下記のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

平成31年1月8日

上尾市長 畠 山 稔

記

1	変更前の契約金額	216,540,000円
2	変更後の契約金額	239,077,440円
3	今回変更による増額	22,537,440円

議案第 28 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸崎公園

2 指定管理者となる団体

上尾ウェルネススポーツパーク J V

代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 克 己

構成団体 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 3 番 9 号

株式会社協栄

代表取締役 山 田 賢 治

3 指定の期間

平成 31 年 6 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由

戸崎公園の管理に関し指定管理者を指定したいので、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 29 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
21769号線	上尾市谷津一丁目44番地先	上尾市富士見一丁目286番地先	

提案理由

都市計画道路西宮下中妻線の整備に伴い、上記路線認定調書記載の路線を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 30 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
21770 号線	上尾市井戸木四丁目 1 1 番地先	上尾市井戸木四丁目 1 1 番地先	
40545 号線	上尾市大字大谷本郷字 北久保 553 番地先	上尾市大字大谷本郷字 北久保 580 番地先	
51137 号線	上尾市大字原市字拾九 番耕地 3830 番地先	上尾市大字原市字拾九 番耕地 3834 番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 31 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○

今川 修一

○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 31 年 4 月 2 日で満了となるため、今川修一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 32 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○

新 木 英 男

○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 31 年 4 月 2 日で満了となるため、新木英男氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 33 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

内 田 栄 作

○○○○○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 31 年 4 月 2 日で満了となるため、内田栄作氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 34 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○

藤 波 貢

○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 31 年 4 月 2 日で満了となるため、藤波貢氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 35 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

秋 池 堅 司

○○○○○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 31 年 4 月 2 日で満了となるため、秋池堅司氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 36 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

平野 修 一

○○○○○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 31 年 4 月 2 日で満了となるため、平野修一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 37 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○

飯 野 幹 夫

○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 31 年 4 月 2 日で満了となるため、飯野幹夫氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 38 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

黒 須 邦 昭

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 31 年 4 月 2 日で満了となるため、黒須邦昭氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 39 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

鈴木 圭 一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 31 年 4 月 2 日で満了となるため、鈴木圭一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第40号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成31年2月22日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○

萩原直子

○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成31年4月2日で満了となるため、萩原直子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第 4 1 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

林 貞 雄

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員の任期は、平成 3 1 年 4 月 2 日で満了となるため、林貞雄氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。